## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	人口減少危機対策企画グループ
契約締結年月日	令和6年4月1日
契約者名	特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・ 支援センター
契約名	山梨県における移住・二拠点居住にかかる相談業務
契約金額(税込み)	15,334,130円
随意契約理由	山梨県では、本県の定住人口や関係人口の確保を図るため、移
	住・二拠点居住を考えている都内の方を中心に、住宅情報、生活
	情報、就職情報などをワンストップで提供する総合相談窓口であ
	る「やまなし暮らし支援センター(以下、「支援センター」とい
	う。)」を東京有楽町に開設している。
	支援センターは、従来の施策では掘り起こしが困難であった
	「漠然と移住・二拠点居住を考えている者」、「他県への移住や二
	拠点居住を考えている者」など、様々なレベル・段階の者に、多
	くの情報発信・相談に対応することにより、山梨県へ誘導・取り
	込みを行い、本県への移住・二拠点居住希望者を数多く獲得する
	ことを目的にする施設である。
	このため、当該事業の運営を委託する組織に求められるのは、
	○移住・二拠点居住の情報を数多く取り扱うこと
	○ターゲットとする方に対する情報発信力があること
	○移住・二拠点居住を考えている者を集客する力があること
	○本県への移住・二拠点居住を促進するためのノウハウを保有
	していること である。
	今回委託を行う「特定非営利活動法人100万人のふるさと回
	帰・循環運動推進・支援センター(以下、「ふるさと回帰支援セン
	ター」という。)」は、東京有楽町に「ふるさと暮らし情報センタ
	一・東京」を開設しており、移住・二拠点居住に関する情報やパ
	ンフレットなどを備え、相談業務に携わる国内最大の団体であ
	る。
	ふるさと回帰支援センターでは、43都道府県1政令市及びそ
	の関連団体が会員となって、各自治体の移住関連情報を発信して
	おり、東京有楽町という好立地の効果もあり、移住・二拠点居住
	を考えている者が情報収集や相談に多くの者が訪れる施設とな

っている。

更に、福島県や静岡県を始めとする44団体が、支援センターと同様な相談業務を行う施設を開設しており、ふるさと回帰支援センターは、当該施設に様々な支援を行い、多くのノウハウを有している。本県も相談スペースを設けることにより、移住・二拠点居住に関する様々なノウハウを提供してもらうことが可能となる。

上記のとおり、この団体は、山梨県が意図する定住人口や関係 人口の確保を図るために、本事業を効果的に実施するのに最も適 した団体である。

このことから、競争入札には適さないため、ふるさと回帰支援 センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約することとする。

また、上記特別な理由により、山梨県財務規則第137条第3項の規定による見積合わせを省略する。

随意契約の適用条項

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 山梨県財務規則第137条第3号